

## 21—03 P U D T

### 補正命令をすべき類型

1. 審判長は、請求書（申立書）が以下に該当するときは、相当の期間を指定して請求人（申立人）に対して補正を命じる。

(1) 請求書に記載すべき次の事項に不備があるとき（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、§ 68②、商 § 56①、§ 77②）

ア 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 審判事件の表示

ウ 請求の趣旨及びその理由

(2) 特許（商標登録）異議申立書に記載すべき次の事項に不備があるとき（特 § 120 の 8①、商 § 43 の 15①）

ア 特許（商標登録）異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 特許（商標登録）異議の申立てに係る特許（商標登録）の表示

ウ 特許（商標登録）異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(3) 訂正審判（特 § 126①、旧実 § 39①）又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおける訂正（特 § 134 の 2①、特 § 120 の 5②）を請求するときにおいて、次に掲げるとき

ア 請求の趣旨及びその理由が記載要件（特 § 131③）を満たさないとき

イ 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しないとき

2. 審判長は、1. のときを除き、審判の手續が以下に該当するときは、相当の期間を指定して、手續者に対し、補正を命じる。（特 § 133②、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、商 § 43 の 15①）

(1) 手續が特 § 7①～③に違反しているとき（例：未成年者が法定代理人によらず手續しているとき）

(2) 手續が特 § 9 に違反しているとき（例：拒絶査定不服審判の請求に係る委任が確認されていない代理人による拒絶査定不服審判の請求）

(3) 手続が法令で定める方式に違反しているとき

(4) 納付すべき手数料を納付しないとき

(注) 特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされたものについて、方式違反があったときは、審判請求書が記載要件を満たさないときも含めて、特許庁長官は特 § 17③の補正命令を行う。

### 3. 補正命令の具体的事例

(1) 補正命令の対象となり得る補正事項は、以下のとおり、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書の記載を見て分かる範囲である。

(2) 当事者系審判

ア 当事者（請求人、被請求人）

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 法人又は法人でない社団などにあつては代表者の記載のないとき（請求人のみ。代理人により手続をしたときを除く。）

(エ) 外国人であつて国籍・地域の記載がないとき（請求人のみ。その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるときは記載しなくともよい。）

イ 代理人

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 特許業務法人などにあつては代表者の記載のないとき

ウ 事件の表示

(ア) 記載はないが、書類全体から特許（登録）番号を特定することができるとき

(イ) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 請求の趣旨

(ア) 記載がないとき

(イ) 記載はあるが、正確でないとき

オ 請求の理由（無効審判を除く）

記載がないとき

## カ 手数料（特許印紙貼付）

- （ア）法定の手数料を納付しないとき
- （イ）法定の手数料に満たないとき

## キ 訂正審判又は訂正請求

- （ア）請求の趣旨及びその理由が記載要件（特 § 131③）を満たさないとき
- （イ）訂正した明細書及び特許請求の範囲の添付がないとき
- （ウ）訂正した図面の添付がないとき

## (3) 査定系審判

## ア 請求人

- （ア）住所又は居所の記載のないとき（識別番号を記載したときを除く）
- （イ）識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき
- （ウ）法人にあっては代表者の記載のないとき（代理人により手続をしたときを除く）
- （エ）外国人にあっては国籍・地域の記載のないとき（その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるとき又は識別番号を記載して住所を省略したときは記載しなくともよい）

## イ 代理人

- （ア）住所又は居所の記載のないとき（識別番号を記載したときを除く）
- （イ）識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき
- （ウ）特許業務法人などにあっては代表者の記載のないとき

## ウ 事件の表示

- （ア）記載はないが、書類全体から出願番号を特定することができるとき
- （イ）記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

## エ 請求の趣旨

- （ア）記載がないとき
- （イ）記載はあるが、正確でないとき

## オ 請求の理由

- （ア）記載がないとき

(イ) 記載はあるが、具体的に記載されていないとき

カ 手数料（特許印紙貼付）

(ア) 法定の手数料を納付しないとき

(イ) 法定の手数料に満たないとき

キ 手続補正書

手続補正書が証拠物件として提出されたとき（平 26（行ケ）10158 号）

(4) 特許（商標登録）異議の申立て

ア 特許（商標登録）異議申立人

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 法人又は法人でない社団などにあつては代表者の記載のないとき（代理人により手続をしたときを除く）

(エ) 外国人にあつては国籍・地域の記載のないとき（その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるときは記載しなくともよい）

イ 代理人

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 特許業務法人などにあつては代表者の記載のないとき

ウ 特許（商標登録）異議の申立てに係る特許（商標登録）の表示

(ア) 記載はないが、書類全体から登録番号（特許番号）を特定することができる  
とき

(イ) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 手数料（特許印紙貼付）

(ア) 法定の手数料を納付しないとき

(イ) 法定の手数料に満たないとき

審判手続における却下処分等の規定及び不服申立について一覧表

指令	指令の内容		条文根拠	不服申立
長官	前置	方式不備	特 § 17③⇒特 § 18① (手続却下)	行
			特 § 17③⇒特 § 18② (出願却下)	
	手続	不適法手続 補正不可	特 § 18 の 2②⇒特 § 18 の 2① (手続却下)	政
審判	その他の手続	方式不備	特 § 133②⇒特 § 133③ (手続却下)	不 服
		不適法手続 補正不可	特 § 133 の 2②⇒ 特 § 133 の 2① (手続却下)	
長官	請求手続	請求書の 特 § 131 不備	特 § 133①⇒特 § 133③ (請求書却下) (注 1)	東 知 京 的 高 財 等 産 裁 高 判 等 所 裁 判 所
		請求書の 手数料又は 添付書類等不備	特 § 133②⇒特 § 133③ (請求書却下) (注 1)	
	手続	不適法審判請求 補正不可	特 § 135 (請求却下) (注 2)	

(注1)

平成24年4月1日以降の訂正請求（特§134の2①、特§120の5②）に係る訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄（特§178①）。

(注2)

特許（商標登録）異議の申立ての却下の決定に対する不服申立ては不可（特§120の8②→特§114⑤、商§43の15②→商§43の3⑤）。

(改訂 R2.12)